

新規組み入れマイクロファイナンス機関のご紹介 No. 17 「EDPYME ソリダリダド(ペルー)」

大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」は、2011年11月15日にペルーのマイクロファイナンス機関「EDPYME ソリダリダド」に現地通貨建てで約55万5千米ドル相当の投資を実施しました。

EDPYME ソリダリダド(ペルー)



【EDPYME ソリダリダドとは?】

ソリダリダドは、1999年にEDPYME(預金サービスを提供しない金融当局の規制対象となる金融機関)として創業しました。

当初は1事業所のみで、個人事業者向けの小口融資を行っていました。しかし、2009年にバチカンに本部を置くカトリック系国際NGOカリタス・インターナショナルのペルー支部におけるマイクロファイナンス事業を統合したことにより、現在はEDPYMEのマイクロファイナンス機関(以下、MFIと言います。)の中で、総資産額および総融資残高共に第5位に位置しています。

統合後も個人事業者や零細事業主向け小口融資を中心に事業を伸ばしています。

総資産額	35.1百万米ドル (2010年12月末)
総融資残高	25.9百万米ドル (2010年12月末)
借り手総数 (内、女性比率)	19,473人(約59%*) (2010年12月末)
貸倒率	0.41%(2010年12月末)

(出所: MixMarket、* DWM調べ、2010年10月現在)

【融資実行の理由】

EDPYMEソリダリダドは、競争の激しいペルーMFI市場の中でも個人事業者や零細事業者を顧客基盤とし、小口融資において、競争力を有しています。また、国際NGOカリタス・インターナショナルとの良好な関係を築いており、カトリック司教を通じての顧客層の確保が期待できます。

同MFIは、マイクロファイナンス事業に経験豊富な経営陣を擁し、貸付内容も良好なことから、同社への投資を決定しました。

【ペルーのMFI事情】

ペルーのマイクロファイナンス市場は、政府による支援や適切な規制が導入されていることから、中南米地域で最も成功している国の一つとして、急成長しています。

このような背景から、同市場に対する国内外からの投資が活発になり、大手銀行の参入も見られます。競争が激しくなった現在は、大手MFIを中心とした整理統合が進んでいます。

MFI市場の調査機関MixMarketによると、2010年末現在、同MFI市場の総融資残高は70億米ドル、総借り手数は330万人となっています。

※上記は、大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」の投資先マイクロファイナンス機関をご紹介したものです。将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。

出所: MFI(EDPYME ソリダリダド)、MixMarket、DWMアセット・マネジメント社

2ページ目の一般的な留意事項を必ずご覧ください。

借り手の事例

※ご本人の快諾を得て掲載しています。



アントニア・ファマンさん

資金用途:

手芸品の製作、販売

ペルー南部のクスコ県チンチェロ村に住むファマンさんは先祖に代々伝わる方法で、天然の羊の毛糸だけを使ったアンデス地方の手芸品を製作・販売しています。

2007年に初めてグループ貸付プログラムのメンバーとして3,000ヌエボ・ソル(約8万5千円:1ヌエボ・ソル=約28.5円)の融資を受けました。商売が順調に伸びたため、ファマンさんはさらに個人向けローンで12,000ヌエボ・ソル(約34万円)の融資を受けることができました。その後もビジネスの拡大に伴って数回の借り換えを行い、現在までに合計で90,000ヌエボ・ソル(約257万円)の融資を受けています。この融資を活用し、チンチェロ村から少し北に位置するウルバンバ村まで商売を広げました。

また、商売を近郊の観光名所にまで広げたため、売り上げが増えました。さらに、多くの観光客からの要望を受け、観光客を手芸品の製作現場まで連れて行くツアーを企画し、さらなる販売増につなげています。

手芸品の製作工程には毛糸を洗浄することや、糸を紡ぎ、染め上げ、編むことまでが含まれます。チンチェロ村の女性を数人雇って仕事を手伝ってもらっており、この工程を同じ地域の女性に伝えていきたいと考えています。

ファマンさんは現在、夫とともに10人の家族を養っています。

お申し込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご確認ください。

ファンドの特色

- 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。
 - 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社であるDWMアセット・マネジメント社が行います。
 - 実質的な運用に当たっては、投資対象国(通貨)を幅広く分散することを基本とします。
 - 年2回決算を行います。
- 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

お申込メモ

信託期間	原則として、2011年3月1日から2021年2月23日まで
購入単位	1,000円以上1円単位*または1,000口以上1口単位 * 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、1,000円以上1円単位で購入いただけます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
決算日	2月および8月の各23日 (年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします)

投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券などを投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。**投資信託は、元本が保証されているものではありません。また、預貯金や保険と異なります。**当ファンドへの投資には主な変動要因として、「マイクロファイナンス投資にかかるリスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「流動性リスク」などが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■目論見書のご請求・お申込みは…

■設定・運用は…

大和証券

東京海上アセットマネジメント投信

商号等：大和証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第108号
加入協会：日本証券業協会、(社)日本証券投資顧問業協会、
(社)金融先物取引業協会、
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

商号等：東京海上アセットマネジメント投信株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第361号
加入協会：(社)投資信託協会、
(社)日本証券投資顧問業協会

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に下記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。	
	購入金額	手数料率(税込)
	5,000万円未満	3.150%
	5,000万円以上5億円未満	1.575%
	5億円以上	0.525%
	購入金額：(申込受付日の翌営業日の基準価額/1万口) × 申込口数	
換金(解約)手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は 年1.9765%(税込)程度 となります。 ※当ファンドならびに当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる信託報酬は以下の通りです。 ・当ファンド：信託財産の純資産総額に対し、年1.0815%(税抜1.03%) ・DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ： 純資産総額に対し、年0.895%(注) (注)ただし、 信託報酬のうち管理会社に支払う報酬(年0.07%)が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとなりますので、投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。 ・東京海上マネーマザーファンド：信託報酬はかかりません。
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年0.0105%(上限年63万円))、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用などが保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 **詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

【一般的な留意事項】

■当資料は、東京海上アセットマネジメント投信株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みには必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。■当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。